

御杖村帯状疱疹ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱の一部
を改正する告示

御杖村帯状疱疹ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱(令和7年御杖村告示第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「。」の次に「ただし、奈良県外の医療機関で接種する場合は、宇陀地区内の医療機関における予防接種に要する費用相当額から前条に定める自己負担金を差し引いた額を上限とする。」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。